

## Ⅱ 第38号議案 財産取得の件（海浜公園）

### 第38号議案

財産取得の件（海浜公園）

特定公園施設として、次のとおり施設を買い入れる。

令和3年6月11日提出

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 買入物件 施設名 海浜公園  
所在地 神戸市須磨区若宮町1丁目及び須磨浦通1丁目  
買入部分 「須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業」で事業者  
が整備する特定公園施設  
(園路及び広場, 修景施設, 休養施設, 遊戯施設,  
便益施設, 管理施設等)
- 2 買入価格 9億7,388万円。ただし, 当該金額を上限として精算した後に確定  
するものとする。
- 3 売渡人 東京都千代田区大手町1丁目7番2号  
株式会社サンケイビル  
代表取締役 飯島 一暢  
東京都中央区日本橋1丁目19番1号  
三菱倉庫株式会社  
代表取締役 藤倉 正夫  
大阪市北区中之島2丁目2番7号  
J R 西日本不動産開発株式会社  
代表取締役 國廣 敏彦  
大阪府中央区本町4丁目1番13号  
株式会社竹中工務店  
代表取締役 佐々木 正人  
東京都千代田区麴町5丁目1番地1  
芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
大阪府福島区海老江1丁目1番24号

阪神電気鉄道株式会社

代表取締役 秦 雅夫

東京都千代田区内神田2丁目3番4号

株式会社グランビスタホテル&リゾート

代表取締役 須田 貞則

4 支出科目 一般会計 土木費 公園緑地整備費  
公園整備費 公有財産購入費

理 由

市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第84号）第3条の規定により，市会の議決を経る必要があるため。

## 第38号議案 財産取得の件（海浜公園）

都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI制度）で実施中の「須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業」について、基本協定及び公募設置等計画に基づき、事業者が整備する特定公園施設（一般園地）を市が取得する。

- 1 施設名 海浜公園
- 2 所在地 神戸市須磨区若宮町1丁目及び須磨浦通1丁目
- 3 買入部分 「須磨海浜水族園・海浜公園再整備事業」で事業者が整備する特定公園施設（園路及び広場，修景施設，休養施設，遊戯施設，便益施設，管理施設等）
- 4 買入価格 9億7,388万円。ただし，当該金額を上限として精算した後に確定するものとする。
- 5 売渡人 株式会社サンケイビル，三菱倉庫株式会社，  
JR西日本不動産開発株式会社，株式会社竹中工務店，  
芙蓉総合リース株式会社，阪神電気鉄道株式会社，  
株式会社グランビスタホテル&リゾート
- 6 取得時期 令和3年度から5年度の3箇年で，出来高に応じて順次取得予定。
- 7 財産取得のための予算
  - ・令和3年度 2億8,000万円
  - ・令和4年度～5年度 7億2,000万円（債務負担行為）
- 8 今後のスケジュール
  - ・令和3年4月～ 実施設計
  - ・令和4年1月～ 工事（令和6年3月完成予定）